第 10 回



~みなとでつながる海と島と人~

出店説明書

広島みなとフェスタ実行委員会

事務局

広島市南区役所地域起こし推進課 〒734-8522

広島市南区皆実町一丁目5番44号

電話 (082) 250-8935

FAX (082) 252-7179

メール: mi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp

1 開催概要

【目的】

広島港界わい及び似島の魅力をPRし、にぎわいを創出するため、地元地域団体や関係機関、事業所等と連携して広島みなとフェスタを開催することにより、にぎわいのあるまちづくりに資する。

[テーマ]

みなとでつながる海と島と人

【開催日】

令和5年3月18日(土)、19日(日)

【開催場所】

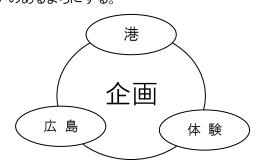
広島みなと公園及びその周辺、似島

【開催方針】

- (1) 広島港界わいを親しみやすいエリアに変身させて、にぎわいのあるまちにする。
 - ア 港資源の有効活用による広島港の役割や機能のPR
 - イ 子どもから大人、お年寄りの方まで楽しめるイベントの充実
- (2) 広島港界わいを拠点とした交流(ヒト、モノ、カネ)を促進し、にぎわいのあるまちにする。
 - ア 海路を介した連携、交流の促進
 - イ 全市的なイベント(広域展開)を目指した観光客の誘致
- (3) 広島港界わいをまずは地元の方々が楽しむことにより、にぎわいのあるまちにする。
 - ア 地域資源を生かしたイベントの開催
 - イ 似島の活性化

【コンセプト】

キーワード:「港」、「広島」、「体験」 これら3つのキーワードを満たす様々な企画を開催する。



2 出店条件

広島みなとフェスタは、上記開催方針、コンセプトの下、開催しています。 そのため、原則として、次の優先順位により出店の申込みを受け付けるものとします。

- ① 実行委員会の会員によるもの。
- ② 実行委員会の会員の推薦による、体験、飲食を来場者に提供するもの。
- ③ 演出上または運営上、必要とされる企画やフェスタ開催の支援となるもの。

3 出店要項

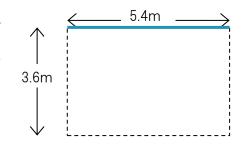
【出店料】

5万5千円(税込)

1日のみの出店も可能ですが、出店料は同額となります。

出店申込書兼概要書を提出後、事務局からの請求書により、事前にお支払いください。

ブースの位置は事務局で全体調整のうえ、決定させていただきます。



【主催者が準備するもの】

テント1張(背面にのみ幕) 共同での水道利用・排水設備

【レンタル備品】

次の備品のレンタルを出店申込書兼概要書で受付け、主催者が業者に手配し、テントへ搬入します。料金は出店料とともに請求します。

備品名	机(W1800×D900)	机(W1800×D450)	イス(W450×D450)
料 金	1,300円/1台	1, 100円/1台	450円/1脚

【出店者持込設備】

電気、ガスの設備はありませんので、必要な場合は出店者が発電機・ガス設備をご準備いただき、持ち込んでください。出店申込書兼概要書に持込の有無、有の場合は機種名等を記入してください。

火気を取扱う場合は消火器が必要ですので、出店者がご準備ください。

ガスコンロ・フライヤー等を机(レンタル備品)の上で使用する場合は、耐火ボード(石こうボード等)を敷き、 地面に置いて使用する場合は、汚れ防止のため、ビニールシート等を敷いた上に、耐火ボード(石こうボード等)を敷いてください。

フェスタ当日は、火気の取扱いに当たり、南消防署から査察があります。不備があれば出店が取り止めになる場合があります。

【新型コロナウイルス感染症対策】

十分な人と人との間隔を設けるため、1ブース内に滞在することができる人数の上限は15人とします。 その他、別紙「イベント開催時の必要な感染防止策」を順守してください。

【ごみ処理】

会場内にごみステーションを設置し、可燃・不燃・ダンボールを分別収集により回収します。 中身が分かるように、透明なビニール袋を用意してください。 廃油はお持ち帰りください。

【保険】

出店によりイベント会場の施設等に損害を与えたときは出店者の責任となりますので、加害が生じた場合に備え、必要な保険に加入しておいてください。

飲食物を扱う出店者は生産物賠償責任保険に加入いただき、加入証明書を出店説明会に必ず提示してください。証券コピーでも構いません。

【荷物等の搬出入】

前日(17日)のテント設営後に、各団体で搬入が可能となるよう調整します。搬入等の予定時間を出店申込書兼概要書にご記入ください。

駐車場は、別途場所を指定いたします。

【その他】

酒類の販売に当たり、出店許可書が必要な場合は、出店申込書兼概要書に記載してください。 上記のほか、注意事項の詳細は説明会を開催し、ご説明をいたしますので、必ずご参加ください。

4 出店までの手順

時期	出店者	事務局
12月上旬~	出店申込書兼概要書を提出	受付
12月23日(金)締切		
1月中旬~下旬	—	出店料請求書·出店許可書送付
	`	説明会のご案内
1月中旬~下旬	出店内容の画像提出	受付
	(1テンNにつき1データ)	
2月中旬締切	出店料振込	
2月下旬	【飲食】営業開始届を提出	⇒ 受付
	説明会出席	説明会開催
	生産物賠償責任保険加入証明書(提示)	
2月末		「営業開始届」を保健所へ提出
		「火災予防上必要な業務に関する計 画届出書」を消防署へ提出
3月 17日 (金)	├────── │搬入·出店準備	四曲山音]を用凹名へ延山
O)] / H (M/)		
3月 18日 (土)	 開店	
19日(日)		
10H (H)	1/11/H 1/1/H	

5 提出書類等について

【体験コーナー出店者】※食品・飲料を扱う場合は、飲食コーナー出店者の項目をご覧ください。

- (1) 出店申込書兼概要書
- (2) 体験の実際の画像またはイメージのデータ(1MB 程度)テント1張につき1画像

【飲食コーナー出店者】

(1) 出店申込書兼概要書

《注意》

① 販売品目

出店申込書兼概要書に商品名、販売価格、提供食数を記入してください。種類が多い商品は、 特徴がわかるような商品名で記入してください。

〈良い例〉かき塩ラーメン、広島ラーメン 〈悪い例〉ラーメン

② 飲料

飲料については、メーカーを指定させていただく予定ですので、仕入れに際しご注意ください。メーカーが決定次第、お知らせします。

③ 出店許可書

期限付酒類小売業免許届出書の添付書類として必要な場合は、「酒類販売に係る出店許可書の発行」欄において「要」にマークしてください。

- (2) 飲食メニューの宣伝用画像のデータ(1MB 程度)テント1張につき1画像
- (3) 生産物賠償責任保険加入証明書または証券コピー(提示のみ)
- (4) 営業開始届

営業開始届を実行委員会で一括して保健所へ提出する予定ですので、別途、届に必要な情報 (調理方法等)の提供をお願いします。

【書類提出の方法】(体験コーナー・飲食コーナー共通)

広島みなとフェスタ実行委員会事務局(広島市南区役所地域起こし推進課)宛てに、メールまたは FAX でご提出ください。いずれも困難な場合は、郵送などの手段でも結構です。

《メールによるご提出の場合》

タイトルを必ず以下のとおりに記入してください。

- 出店申込書兼概要書:「第 10 回広島みなとフェスタ 出店申込書兼概要書の提出について」
- 営業開始届:「第10回広島みなとフェスタ営業開始届の提出について」
- その他書類·写真:「第 10 回広島みなとフェスタ ○○○(書類名称)について」 ※ メールアドレス、FAX 番号等については、本説明書の表紙参照。

イベント開催時の必要な感染防止策

広島みなとフェスタに出店される店舗等の代表者は、新型コロナウイルス感染症感染予防のため、以下の基本的な感染防止対策を実施してください。

1 飛沫の抑制(マスクの着用・大声を出さないこと)の徹底

従事者及び参加者等のマスク着用状況及び発声状況を確認し、マスクの不着用や大声を出すものがいた場合には、個別に注意を行うなど、飛沫感染の防止を求める。

2 こまめな手洗の実施

従事者はこまめな手洗及び手指消毒を徹底すること。

3 設備、備品等のこまめな消毒、消毒液の設置

テント内の設備、備品等(机・椅子や参加者の手に触れるもの)のこまめな消毒を行うとともに、 消毒液を設置し、参加者等の手指消毒を促す。

4 身体的距離の確保(密集の回避)

十分な人と人との間隔を設けるため、1ブース内に滞在することができる人数の上限は、原則15人とする。

5 飲食の制限

飲食時における飛沫感染防止のため、飲食可能エリア以外での飲食は、原則として自粛を求める。

6 出店従事者の行動管理

イベント開催前の期間も含め、出店従事者の感染対策・健康管理を徹底するとともに、発熱又は風邪等の症状があった場合は、イベントへの参加を見合わせること。

※ 上記の感染防止策は、今後、国や県、市が示すイベント等の開催に関する基本方針に応じて変更する場合があります。